

17川総行革第242号
平成18年1月30日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 小林 貴美子 様
同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

平成16年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成17年2月15日付けで包括外部監査人大木壮一氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成16年度の包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ 川崎市環境局所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市公園緑地協会、財団法人川崎市リサイクル環境公社、株式会社川崎球場の出納その他の事務の執行】

1 廃棄物の処理に関する事業

(1) 特殊勤務手当

〔指摘の要旨〕

「生活環境業務手当(4)」については、庁舎管理等の作業が特殊な勤務であるとは言い難く、また、「生活環境現場手当(2)」については、事務職においてごみ処理作業を日常的に行っているわけではなく、特殊勤務手当を支給する根拠が薄弱である。

これらについては、特殊勤務手当の支給趣旨を再検討し廃止することが望ましい。

〔措置の内容〕

「生活環境業務手当(4)」及び「生活環境現場手当(2)」については、平成18年1月からごみ、汚泥等に直接接触するなど、著しい特殊性が認められる業務に従事した場合に限定して支給するよう改めました。

(2) 給料の調整額

〔指摘の要旨〕

給料の調整額と特殊勤務手当が共に支給されているが、これらは共に、職務内容が著しく危険である、あるいは不快感を伴う等の労働に対する対価という意味で、支給根拠を同じくするものであり、同一事由に対し、重複して労働対価を支給しているものである。今後、これらの支給については、整理統合することが望ましい。

また、調整額の支給の対象となる職種には、ボイラーやクレーンの作業を実施する職員も含まれているが、これらの作業は、機械を操作することによって行われ、また作業現場自体も劣悪な環境下で実施されているものとは言い難く、危険物等が混在しているごみに直接接触するなど危険な作業等を実施しているものとも言えないため、このような調整額の支給が本来妥当なものか、再度適用対象とする職種について検討すべきである。

〔措置の内容〕

給料の調整額については、平成18年1月から社会経済情勢の変化や他市における取組状況等を考慮し、平成22年3月までの経過措置を講じた上で廃止しました。

(3) ごみ処理手数料の未納

ア 滞留未収入金

〔指摘の要旨〕

ごみ処理手数料の滞留未収入金については、今後とも積極的に回収を図っていく必要がある。

〔措置の内容〕

ごみ処理手数料の収入未済額については、平成17年8月30日に各生活環境事業

所長及び処理センター所長あて文書により滞納者への電話又は訪問による催促を月1回以上行い着実に回収するよう、周知徹底しました。

イ 日常の滞納管理

〔指摘の要旨〕

滞納している業者に関する督促日、交渉内容、結果等の督促経過を記録した管理簿の整備が不十分である。今後は、件名ごとの管理簿やメモを作成する等してより厳密に管理する必要がある。また、督促の経過、日付等の管理は、業者との交渉や時効の管理の観点からも必須の手続であると考えられるため、現状を改善すべきである。

〔措置の内容〕

滞納者については、平成17年8月30日に各生活環境事業所長及び処理センター所長あて文書により滞納整理簿の「処理てん末」欄に督促経過を詳細に記載するよう、周知徹底しました。

ウ 分割納付の決定の際の手続

〔指摘の要旨〕

分割納付の決定の際、相手先の貸借対照表、損益計算書等を入手して財務状況を検討する等の手続を実施していない。しかし、相手先が債務の全部を一時に履行することが困難か（分割納入を認める必要があるか）どうか及び分割納入を認めた場合、その分割納入計画の履行可能性を検証するために、このような手続を実施すべきである。

〔措置の内容〕

分割納付の決定については、平成17年9月15日に「廃棄物等処理手数料に係る納期限の延長及び分割納付事務要領」を制定し、申請者から貸借対照表、損益計算書等の財務帳票を提出させて、申請者が債務の全部を一時に履行することが困難かどうか及び分割納入を認めた場合に分割納入計画を履行できるかどうかを検証するよう改めました。

なお、申請者の財務状態については、事業系一般廃棄物処理業の許可条件等に関連することから、平成17年9月15日から同要領に基づき、各処理センター、廃棄物指導課、処理計画課及び庶務課が連携して当該財務帳票の検証を行うことにしました。

エ 長期滞納案件の管理

〔指摘の要旨〕

長期滞納案件については、まず日常の滞納管理手続を行い、適時に状況を把握しておくことが必須である。

また、こうした案件に適切に対処するため、一定期間の滞納で搬入を停止させることも検討すべきであり、これにより現在のような多額の未収金が滞留する事態を回避できた可能性がある。今後、同様の事態が生じた場合にはこうした手続を実施して、延滞金額が多額にのぼらないよう適切に管理する必要がある。

〔措置の内容〕

長期滞納案件については、平成17年8月30日に各生活環境事業所長及び処理セ

ンター所長あて文書により滞納整理簿の「処理てん末」欄に督促経過を詳細に記載するとともに、常時状況を把握するよう、周知徹底しました。

また、平成 17 年度中に要綱を整備し、ごみ処理手数料を著しく滞納する事業者について手数料を即納させること、及び廃棄物の搬入を拒否することができるよう検討します。

2 財団法人川崎市リサイクル環境公社

(1) リサイクル環境公社に対する缶・ペットボトル及び空き瓶の資源化処理業務

ア 川崎市からリサイクル環境公社への業務委託

〔指摘の要旨〕

リサイクル環境公社は、随意契約の理由とされるリサイクル施設の運営等の実績を有しているとは言い難く、また、リサイクル環境公社でなければ当該業務を実施できないものでもなく、随意契約としている根拠が薄弱である。市が再委託先に直接委託することで委託費を削減できる可能性が高いことから、契約方法について改善すべきである。

〔措置の内容〕

「空き缶及びペットボトル資源化処理業務委託」及び「空き瓶選別処理業務委託」については、平成 17 年 4 月から市（環境局処理計画課）が事業者へ直接委託するよう改めました。

イ リサイクル環境公社の再委託先

(ア) 空き缶及びペットボトル資源化処理業務の再委託

〔指摘の要旨〕

空き缶及びペットボトル資源化処理業務の再委託については、現在の委託先の他にも同様の有利性を持った業者が近隣他市にも存在しており、随意契約によることが妥当とは言えない。今後は選定対象を他の業者にも広げ、競争入札を行うなどして、業務の質及び経済効率を高めるべきである。

また、今後も随意契約による場合であっても他業者との見積合わせを実施する等により契約価格の妥当性の検証については数年に 1 回程度は最低限すべきと考えられる。

〔措置の内容〕

「空き缶及びペットボトル資源化処理業務委託」については、平成 17 年度は長年の実績を有し、円滑な業務の遂行が期待できる川崎市リサイクル協同組合と随意契約により行いましたが、平成 18 年 4 月からは他市において実績のある業者から参考見積をとることにより、契約価格の妥当性について検証を行ってまいります。

(イ) 空き瓶選別作業の再委託

〔指摘の要旨〕

空き瓶選別作業は市内の A 社に随意契約により再委託されている。しかし、長年受託しているということは直接の理由にならない。また信頼性が高い、経費削減につながるなどの理由については、現状では市内に他の業者がなく、市外の同業者との見積合わせ等も行っていないとのことであるから、信頼性が高いのか、また、経費削減につながっているのかは不明である。同業務についても競争入札や見積合わせ

等により業務の質及び経済効率を高めるべきである。

〔措置の内容〕

「空き瓶選別処理業務委託」については、平成 17 年 7 月から一般競争入札により業者を選定するよう改めました。

(2) 廃食用油回収委託契約

〔指摘の要旨〕

廃食用油回収委託については、リサイクル環境公社の寄附行為に定めるいかなる事業目的と合致するのか不明であり、また、民間営利企業と随意契約によっているがその合理的理由も不明確である。金額自体は大きくないもののこのような不透明な取引については見直すべきである。

〔措置の内容〕

廃食用油回収委託については、平成 17 年 4 月から見積合わせにより業者を選定するよう改めました。また、廃食用油については、原則各家庭での使いきりを、処分する場合には紙等に染み込ませて排出していただくよう市民にお願いしていることから、これらのことについて広報の充実を図ることにより、当該事業については平成 18 年 3 月末で廃止します。

(3) 費用弁償（旅費）

〔指摘の要旨〕

現行の理事会、評議員会参加における 1 人 1 回 10 千円支給については、その位置付けを明確化にし、規程を再整備し、これに則った処理を行うことが必要である。

〔措置の内容〕

平成 17 年 4 月に「財団法人川崎市リサイクル環境公社費用弁償に関する規程」を改正して当該支給を費用弁償として位置付け、支出条件及び支出金額を明確化しました。

(4) 運営補助金

〔指摘の要旨〕

市では「補助金収支計算書」の提出を受けているのみであり、その支出内容を証する資料との照合を行っていないので、補助金の用途についての検査を実施する必要がある。また、補助金交付時に市が添付している補助金交付額明細書における予算金額を超過して決算している項目があるが、「補助金収支計算書」に記載された簡単な支出理由のみの報告しか受けていないので、承認は詳細な報告により内容を検討した結果に基づくことが必要である。

市は、リサイクル環境公社に運営費補助金と運営委託費を交付しているが、分けて交付する明確な理由が見当たらない状況にあるので、リサイクル環境公社への運営費交付については適切な経費区分で執行させるとともに、その用途に関しても特定し適切な管理を行うことが必要である。

〔措置の内容〕

運営補助金の精算に当たっては、平成 16 年度予算についてはリサイクル環境公社における各事務の位置付けが運営費補助金及び運営委託費に混在していたことから、その整理を行い、平成 17 年度予算からは運営実態等を詳細に把握できるよう報告書

の様式を整備し、これに証拠書類を添付した上で報告させることにしました。

また、リサイクル環境公社への運営費交付については、平成 18 年度から従来の運営費補助金と運営委託費を整理した上で交付するとともに、その用途の範囲を明確にすることにしました。

(5) 余熱利用施設を利用した自主事業（文化活動事業）

〔指摘の要旨〕

文化活動事業等の自主事業は、ヨネッティー施設を使用して実施する事業であるが、その施設利用は行政財産の目的外使用に該当する。このためリサイクル環境公社では行政財産の目的外使用許可を受けるとともに目的外使用料を川崎市に対して納付する必要がある。しかし、上記事業のうちガラス工芸講習会、水泳教室、アクアエクササイズについては目的外使用許可を受けていない。したがって、目的外使用料についても納付していない。今後、目的外使用許可を受ける必要がある。

ガラス工芸講習会は過去 3 年間、水泳教室、アクアエクササイズについては平成 15 年度について赤字となっている。これらの事業はリサイクル環境公社が実施する主たる公益事業である資源リサイクルに関する事業の財源とするため附随的に行われる事業である。したがって、これら事業が長期的に赤字が継続するようであれば、公益事業の財源とする趣旨が達成されないばかりでなく、逆に公益活動に支障を来すことにもなりかねないため、事業の継続について将来予測を踏まえ検討する必要がある。なおこの際、公社運営費は市からの運営補助金、運営委託料により賄われている実態を踏まえ、水泳教室、アクアエクササイズについては事業自体が赤字であっても、一方で、入場者数増加効果により市の収入としての施設使用料は増加することに留意し、両者合計での収支状況により事業継続に関する判断を行う必要がある。

〔措置の内容〕

ガラス工芸講習会、水泳教室、アクアエクササイズについては、平成 17 年 4 月から行政財産の目的外使用許可を行うとともに、使用料を納付させることにしました。

また、これらの事業については、施設の P R、施設の有効利用、利用者の拡大等を目的に実施してまいりました。平成 18 年 4 月からは、ガラス工芸講習会については委託事業として、水泳教室及びアクアエクササイズについては指定管理者の業務として位置付け、引き続き実施することにしていますが、今後も利用者のニーズ等の状況を踏まえて事業継続の判断を行ってまいります。

(6) 現金過不足の対応（王禅寺余熱利用市民施設）

〔指摘の要旨〕

現金過不足が生じた場合、どう処理するのかを委託契約書に盛り込む必要がある。かつ、原則として実際金額とあるべき入金額、差額が生じた旨の報告を市に行うべきであり、その差額については集金機械の信頼性が必ずしも完全ではないためということであるならば機械の改良の可否を検討するなど、発生原因を追求して業務改善に役立てることが必要である。

〔措置の内容〕

平成 17 年 4 月から現金過不足が生じた場合には速やかに原因を調査し、報告する等の対応を行うことを業務仕様書に盛り込みました。

また、集金機械の維持管理については、定期的に行っているメンテナンスの中で対応してまいります。

3 緑に関する事業

(1) 料金収納業務

ア 収納金の管理

〔指摘の要旨〕

日々の収納金残高の管理については、他者による管理・監督がなされているのが不明瞭な状況である。収納金の内訳及び総合計を記載した内訳書を作成し、作成者と査閲者の確認欄を設け、日々の収納金残高をチェックする手続きを行う必要がある。

また、つり銭資金についても同様に金種表を作成するとともに、定期的の実査を行い、管理を行う必要がある。

〔措置の内容〕

収納金の管理については、平成 16 年 12 月から収納金残高及びつり銭資金の管理に係る現金出納簿を備え、日々の収納金及びつり銭の状況を取扱者以外の職員が立会い確認することにいたしました。

イ 使用料徴収方法の規程上の位置付け

〔指摘の要旨〕

『川崎市都市公園条例施行規則』では、公園内行為許可使用料は後払いを認めておらず、また、有料施設使用料はふれあいネットを利用して納入するもの以外は原則として後払いを認めていないため、収納方法を速やかに改善する必要がある。

〔措置の内容〕

公園内行為許可使用料の収納については、平成 17 年 4 月から「川崎市都市公園条例施行規則」の規定のとおり、許可書交付時に徴収するよう改めました。

ウ 未収入金の管理

〔指摘の要旨〕

滞納管理の台帳を作成していないため、滞納管理の状況を把握することができなかった。滞納管理の台帳を作成し、未収の経緯や交渉の結果等の証跡を残しておく必要がある。また、1ヶ月に1度程度は上位者が滞納管理状況の確認を行う等、チェック体制を整え適正な公金の管理を行う必要がある。

後払いのものについては、速やかにすべての案件について納入通知書を発行・送付する必要がある。

〔措置の内容〕

滞納者については、平成 17 年 4 月から滞納管理台帳を整備し、月 1 回以上督促、電話連絡等を行い、その状況等を管理台帳に記載し、公園事務所長が確認を行うことにしました。

また、現金による納入予定者で未納分については、平成 17 年 4 月から納入通知書を発行することにしました。

エ 施設使用券の管理

〔指摘の要旨〕

施設使用券については、当日の使用枚数の確認と報告を行うだけでなく、何冊使って何冊残っているかを台帳で管理するとともに、少なくとも月次ごとに、使用券の取扱者と保管責任者以外の者が立会い実査を行うべきである。なお、使用券は、番号順に使用に供することを原則とし、また使用券を発行した際には、当然半券部分は残しておくべきである（陸上大人券は券番号 00701 番台の束から使用しているが、00601 番台は使っていない。また陸上大人券 00701 番、相撲学生券 301 番については、半券が紛失している）。なお、受払の台帳については、原則として様式を統一し、受払確認印を押印して管理するべきである。

〔措置の内容〕

施設使用券の管理については、平成 16 年 12 月から受払簿（台帳）の様式を統一し、当日の使用枚数並びに購入冊数と使用冊数を当該受払簿で管理できるようにするとともに、使用券の払出に当たっては、保管責任者以外の職員が受払確認印を押印することにしました。

また、使用券を発行した際には、半券部分を残しておくとともに、連番処理をするよう徹底しました。

(2) 契約事務

〔指摘の要旨〕

公園維持管理等の委託契約において随意契約を行っているものについては、予定価格を決定し予定価格書を作成していなかったため、『川崎市契約規則』第 25 条に従い予定価格の決定及び予定価格書の作成を行い、適正な契約手続を執る必要がある。

〔措置の内容〕

公園維持管理等の委託契約については、平成 17 年 4 月から川崎市契約規則に基づき予定価格の決定及び予定価格書の作成を行うことを徹底しました。

(3) 公園用地の取得

〔指摘の要旨〕

白幡台第二公園及び御幸公園については、土地開発公社から平成 15 年度に取得したものであるが、実際には取得年度以前から既に公園として供されていたものであり、本来、土地開発公社との間で、正式な取り決めに基づき、買取期間を具体的に定めるとともに（供用日までに買取）その計画に基づいて取得すべきである。

また、土地開発公社から今後取得する予定の公園用地及び緑地保全用地のうち、公園と異なり、ほとんど整備する必要がない王禅寺内公共用地及び都市計画多摩緑地保全地区用地については、その存在自体が緑地保全という目的をほぼ達成しているものと考えられ、本来、速やかに取得することが望まれる。

〔措置の内容〕

土地開発公社が所有する公園用地等の取得については、取得予定地全体の調整を行い、順次取得してまいります。

また、王禅寺内公共用地及び都市計画多摩緑地保全地区用地については、平成 19

年度までに取得してまいります。

4 財団法人川崎市公園緑地協会

(1) 受託事業

〔指摘の要旨〕

業務によっては、公園緑地協会が外部に再委託している割合が高い結果となっている。受託している公園の管理業務自体の性質は、公園緑地協会でなければ実施できないというものではなく、また、公園緑地協会自身の努力によって収益が大幅に拡大するものとも思われぬ。指定管理者制度では民間企業も公の施設の管理対象者となるため、市は委託している事業内容について再度検討し、他の団体へ委託することも視野に入れる必要がある。このため、公園緑地協会は今後、競争力を高め、市民サービス向上に貢献する位置付けを確保しておく必要がある。

公園緑地協会の収支構造を分析すると、市からの公園管理等の受託料は 356,733 千円であり、これに直接対応する費用の合計は 324,862 千円、その他協会自身の管理費が別途 49,328 千円かかるため、結局差し引きで 17,457 千円(= 324,862 + 49,328 - 356,733)の財源を別途確保する必要が生じる。この主な財源は、公園事業特別会計のうち、主に市から管理許可を受けた駐車場運営による収支差額 92,196 千円(= 駐車場収入 185,948 千円 - 駐車場事業費 93,751 千円)に基づいている。すなわち、公園駐車場を管理運営した結果に基づき穴埋めしている状況となっている。公園管理を委託するのであれば、適切な水準にするよう見直し、透明性を高めておくべきである。

〔措置の内容〕

公園緑地協会に委託している業務については、業務内容の精査を行い、平成 18 年度から指定管理者制度を導入するものと、業務委託として入札により業者を決定するものに整理し、入札については可能なものから順次実施してまいります。

また、公園緑地協会としてもこうした新しい状況に対応するため、平成 17 年 2 月に経営改善計画を策定し、経費削減、人材育成、情報収集等に取り組んでいます。

公園緑地協会への公園管理委託料については、現在の財政状況では増額は難しいですが、委託内容の見直し、競争性の導入のほか、公園緑地協会における効率的な運営による経費の削減等について検討を進めています。

(2) 財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業

〔指摘の要旨〕

『財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業実施要領』に規定する助成金額を超過して交付している疑いのあるものが見られた。このことについて、『同実施要領』の文言に一部不明瞭な点があり、解釈次第では『同実施要領』に反する疑いもあることは事実である。さらに、他の助成者との衡平性の観点からも『同実施要領』に複数の解釈が生じることがあっては問題であることから、実施要領の規定が明確になるように速やかに改定することが必要である。

助成金に関しては、必ず当該支出が助成目的に合致しているか、助成金額の算定は適正か等について確認手続を励行する必要がある。

〔措置の内容〕

財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業実施要領については、平成 16 年 12 月に一部改正を行い、複数の解釈が生じないように規定の明確化を図りました。

また、平成 17 年 4 月から完了報告に領収書、写真等支出を証明する書類の添付を求めるとともに、個々の事業内容と経費について確認を行うよう徹底しました。

(3) 川崎市民有地緑化推進事業補助金

〔指摘の要旨〕

補助対象者から J A セレサ川崎に補助金申請業務が委任され、J A セレサ川崎からの申請で補助金交付を行っているものがある。しかし、補助者である公園緑地協会は委任状を入手し委任関係を適切に確かめた上で補助金を交付する必要がある。また、公園緑地協会は最終的に補助金が助成対象者に交付されているかの確認を行っていない。これについても事後確認を行うことが必要である。

金銭の交付によるインセンティブから、啓蒙効果による自主的な保全意識の醸成や市民活動による保全へのシフト等、その方向性を検討していくことも必要と考えられる。そのためにも、法人活動としての啓蒙効果の目標設定及び効果の客観的把握が今後重要であり、これらを見据えながら、補助金のあり方について検討することも必要と考えられる。

〔措置の内容〕

J A セレサ川崎に補助金申請業務が委任された川崎市民有地緑化推進事業補助金については、平成 16 年 12 月から J A セレサ川崎から委任状を添付した補助金申請書を公園緑地協会に提出させ、公園緑地協会がその委任関係を確認した上で交付することにしました。

また、J A セレサ川崎に補助対象者への振込完了を確認する書類を提出させ、補助金が助成対象者に交付されていることを確認することにしました。

民有地緑化を推進するという観点から、補助金の活用は有効なものと考えますが、補助金による効果の客観的な把握については、例えば保存樹木等の管理状況の把握を目的としたアンケート調査を実施するなど、今後検討を進めてまいります。

(4) 公園事業特別会計（駐車場の運営）

〔指摘の要旨〕

生田緑地の東口駐車場の立体部分については、管理許可使用料を徴収していない。現状では、駐車場の平面の区域面積に対して管理許可をしているが、立体部分についても実質的には管理区域と認められるため、今後は管理許可面積に加え、使用料を徴収する等許可内容の見直しが必要である。

駐車場について、市は公園緑地協会に管理許可しているが、公園緑地協会はその管理をさらに委託している箇所が 4 箇所ある。その箇所について、市は委託の必要性や許可を受けている公園緑地協会と直接実際に管理している業者の業務分担等を調査し、管理許可の実態に問題がないか検討する必要がある。

駐車場収入は公園の利用状況や天候等により変動する要素もあるが、収益の実態に合わせて管理許可使用料の適用単価を柔軟に対応できるように改善が必要である。

〔措置の内容〕

生田緑地の東口駐車場の立体部分については、平成 18 年 4 月から許可内容の変

更により立体部分を含めて管理許可することとし、管理許可使用料を徴収することになりました。

公園緑地協会が委託している等々力緑地の4駐車場については、機械管理を主とし、障害者対応やイベント等により管理要員の増強が必要な時に警備会社へ運営を委託しているところですが、今後、公園緑地協会と委託会社の業務分担を明確にし、管理の実態に問題がないかどうかを検討してまいります。

また、駐車場収入の実態に合わせて、できるだけ早期に管理許可使用料の見直しについて検討してまいります。

5 株式会社川崎球場

(1) 富士見公園内川崎球場の管理許可

ア 使用料の減免措置

〔指摘の要旨〕

川崎球場の管理許可使用料の減免に当たっては、単に決算書上の利益数値のみによって判断するのではなく、その支出内容等まで勘案した上で減免を実施すべきか否かを判断することが必要である。

〔措置の内容〕

川崎球場の管理許可使用料の減免については、決算書上の利益数値だけでなく、球場収入の主体であったスタンドを撤去した後の経過、その後の施設整備状況等を総合的に勘案して実施しています。

株式会社川崎球場については、平成16年10月に中長期経営計画を策定し、具体的な経営改善方針に基づき、累積欠損の縮小に向けた取組を進めていますが、取組状況を踏まえ、減免のあり方についても検討してまいります。

イ 川崎球場の管理許可使用料の算定根拠

〔指摘の要旨〕

生い立ちがプロ野球でも使用した本格的野球場であることやアメリカンフットボールの利用も多く元々利用形態が若干異なるものであるが、市内や近隣都市の野球場と比較しても高水準であり、市民が気軽に野球等を楽しめるような何らかのしくみをつくる検討が必要である。

他と比較し相対的に高額の利用料を設定している企業に対し、一方で『川崎市都市公園条例』に定める低額での管理許可を認めることは経済的合理性の観点からは不合理と言わざるを得ないので、球場使用料から算出される収益性に見合った管理使用料を徴収する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎球場については、平成12年度のスタンド解体以降、その利用主体をアメリカンフットボールやフットサル等のフィールド競技へシフトしています。

施設使用料については、施設の利用状況等を考慮し、市民に利用し易い料金設定ができないかについて検討してまいります。

今後は、2007年のアメリカンフットボールワールドカップ開催、さらにはアメリカンフットボールの関東の拠点としての施設の整備状況や利用状況等を踏まえ、適正な管理許可使用料に見直してまいります。

(2) 川崎球場に隣接する駐車場の運營業務

ア 富士見公園川崎球場内駐車場及び富士見公園川崎球場前駐車場の管理許可

〔指摘の要旨〕

管理許可による両駐車場の運営は、都市公園の利用者の利便に供し、かつ違法駐車減少等の効果を有するといった公共性があり、また、球場内駐車場については株式会社川崎球場が多額の設備投資をして整備したという経緯もある。しかし、その管理運営をほぼ全面的に民間の駐車場管理会社に委託しているとするれば、許可の実態として不相当である。市は、許可の相手方と直接実際に管理している業者の業務分担や経費負担等を調査し、管理許可のあり方について検討する必要がある。

駐車場収入は公園の利用状況や天候等により変動する要素もあるが、収益の実態に合わせて管理許可使用料の適用単価を柔軟に対応できるよう改善が必要である。

〔措置の内容〕

駐車場については、許可の相手先である株式会社川崎球場と実際に管理している業者の業務分担や経費負担等の見直しを行っています。

また、公園内駐車場の管理許可使用料については、川崎市都市公園条例及び同施行規則で定めており、今後、有料施設等の使用料の改定と併せ管理許可・設置許可使用料についても見直しを行ってまいります。

イ 使用料の算定方法

〔指摘の要旨〕

現在、川崎球場内駐車場については、設置許可に関する使用料の一部を日数により按分計算している。しかし、実態は、通年で利用ができる状態になっていることから、按分する必要性はなく、また、駐車場運営は大幅な黒字となっているものであり、川崎球場内駐車場の設置許可使用料の算定方法について、早急に改善する必要がある。

〔措置の内容〕

川崎球場内駐車場については、日数による按分を改め、平成 17 年 4 月から川崎市都市公園条例及び同施行規則の規定どおり、設置許可使用料を徴収するようにしました。

(3) 川崎市本庁舎等の駐車場の運營業務

ア 開庁日の駐車場管理業務

〔指摘の要旨〕

閉庁日の駐車場管理業務を株式会社川崎球場に許可していることから、開庁日の業務も一体として行うことが望ましいために随意契約とすることとされている。しかし、閉庁日の業務を実施していなければ開庁日の業務ができないほどのことはなく、このような理由をもって随意契約によることは不相当である。

また、契約方法を見直し、入札や見積合わせを行えば競争原理が働き、経費が削減できる可能性がある。したがって、市は競争入札に変更する、見積合わせを行うなど、契約方法を見直すべきである。

〔措置の内容〕

本庁舎等の開庁日の駐車場管理業務については、これまで随意契約により委託し

てきましたが、平成 17 年 4 月から指名競争入札により委託することにしました。

イ 閉庁日の駐車場運営業務

〔指摘の要旨〕

営利企業である株式会社川崎球場が赤字の当該業務を行うことは自らに損失を与える行為であって不合理であるから、市は使用を許可しないようにすることが合理的である。いかに自ら申請してきたものといえども、政策の実施を一民間企業である株式会社川崎球場の費用負担において行わせることは行政としての公平性を欠くものであり、市が負担して委託契約等によって実施するように変更すべきである。

閉庁日の業務を開庁日の業務に係る随意契約の理由にすることは不適當であり、市及び株式会社川崎球場はこの点を理解したうえで閉庁日の業務のあり方を検討する必要がある。

〔措置の内容〕

閉庁日の駐車場運営業務は、違法駐車対策の一環として行ってきた経過があり、取扱いの変更には十分な検討が必要なため、当面は行政財産使用許可による運営を継続してまいります。

なお、駐車場の管理については、閉庁日・開庁日を問わず同一業者が行うことが管理責任の明確化や円滑な業務の遂行に欠かせないことから、平成 17 年 4 月から指名競争入札で委託している開庁日の駐車場管理委託契約の仕様書に、特記事項として、閉庁日の駐車場運営業務について行政財産使用許可申請を行うことを明記しました。

平成16年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ 川崎市環境局所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市公園緑地協会、財団法人川崎市リサイクル環境公社、株式会社川崎球場の出納その他の事務の執行】

1 廃棄物の処理に関する事業

(1) ごみの収集頻度

〔意見の要旨〕

普通ごみについて週4日の頻度で収集を行っている。他の政令指定都市の収集頻度は週3日以下が一般的であり、市の収集頻度は高いと言える。市民にとっての利便性の低下の可能性に配慮しながらも、週3日収集への移行の検討を引き続き行う必要がある（なお、川崎市のシミュレーションでは、週3日収集に移行したとしても「普通ごみは最大3日分の保管であり、利便性の低下は少ない」としている。）。

また、週3日収集に移行するという結論を出した場合には、人員適正化計画を作成し、人員の適正化を計画的に実施すべきである。

〔措置の内容〕

普通ごみについては、平成19年度に週3日収集に移行することにしており、現在、そのための収集方式や作業体制、職員の勤務体制などの収集体制の再構築に向けて検討を進めています。

また、人員の適正配置に対応した車両配置の基準については、平成17年6月にごみ収集車基準作業検討委員会を設置し検討を進めています。

(2) その他プラスチックの分別回収

〔意見の要旨〕

普通ごみの収集頻度を週4回に維持しながらその他プラスチックの分別収集を行うとすれば、年間約17.7億円の費用増加要因となる。また、仮に収集頻度を週3回に減らした上でその他プラスチックの収集を行ったとしても、年間約7.7億円の費用が追加的に発生することが予想される。これは、週3日の収集頻度でその他プラスチックを収集しない場合と比較すれば、年間約14.1億円の違いになる。市としてそれだけの資源を投入してまでその他プラスチックの分別収集を行うことの合理性が見出せるかということになる。したがって、その他プラスチックを分別収集することによる費用対効果に加え、環境上の効果（廃棄物排出量や焼却ごみの減少）や将来展望等総合的検討が必要である。

〔措置の内容〕

その他プラスチックについては、平成20年度以降に分別収集を行うことを予定しており、費用対効果の検証等を含めて検討を進めます。

また、平成17年度、環境省で容器包装リサイクル法の改正に向けた検討を行っているため、その動向も踏まえて検討してまいります。

(3) ごみ収集車の乗車人数

〔意見の要旨〕

今後は乗車人員の現状やごみ収集日の減少、その他プラスチックの分別収集への移行等の収集内容の変化を踏まえながら、現在実態として行われている小型車の2人乗車を十分に検討して具体化するなど、車両規模ごとの車両台数、人員数、人員の雇用形態（アルバイトの利用等）を総合的に勘案して最も効率的かつ効果的に収集ができるような体制を構築することが望ましい。

〔措置の内容〕

小型車両については、平成17年4月から2人乗車とし、人員配置の見直しを行いました。

今後は、より効率的な体制に向けて車両規模ごとに作業基準や収集体制の見直しを進めてまいります。

(4) ごみ収集の外部委託

〔意見の要旨〕

市の直営収集比率が他の政令指定都市に比べてとびぬけて高いことは否定できない。また、市の単位当たり処理費が他の政令指定都市に比べて比較的高いことも事実である。したがって、収集業務の外部委託への切換えを進めることでコストを低減させる可能性は十分にある。また、外部委託への切換えを進める場合には、現有職員を配置転換することにより活用する方策を検討するなど、人員の適正化を計画的に実施することが必要であり、シミュレーションを行い、検討を行うことが有意義であると考えられる。

〔措置の内容〕

ごみ収集については、平成16年4月に事業系ごみの直営収集を廃止し、民間事業者による許可業制度へ切り換えることなどにより、3年間新規採用停止及び退職者不補充を実施しています。

今後も、退職動向や配置転換等を踏まえ、外部委託を検討するとともに、配置転換による職員の活用方策や人員の適正化に向けた検討を進めてまいります。

(5) 収集経路の最適化

〔意見の要旨〕

現在の収集経路等は実務の中で洗練されてきたものであり、収集が完全に行えないような事態はほとんど発生しないとのことであるから、一定の効率性があると認められる。しかし、これを文書化したもの（集積所配置図、ルートマップ等）が完全な状態で整備されておらず、ある経路を完全に把握しているのは日常その経路を担当している運転手・作業員に限られる。そのため、年始などの繁忙期に別の経路を回る必要がある場合、人員の調整が必要になることがある。また、文書化して俯瞰することにより、より効率的な経路等が発見される可能性もある。したがって、収集経路等を文書化して保管し、定期的に分析を行うことが有意義であると考えられる。

〔措置の内容〕

収集経路等については、事務所ごとに集積所配置図、収集車ごとにルートマップ等を独自様式で作成していますが、統一されたものとはなっていないため、収集ルートの再構築とごみ集積所位置情報等を把握するための管理システム等の導入について検討してまいります。

(6) 購入とリースの有利性比較

〔意見の要旨〕

市は、『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法』の施行に伴い、施行以前の廃棄物車両の更新計画台数を大きく上回る（毎年 30 台程度の更新台数だったが、今後 2 年間で 180 台程度）車両更新が必要となるものと想定し、リースによる調達を検討した結果、コスト面で購入よりもリースが有利であるという結論が得られたことから、平成 14 年度からリースによる調達を導入している。もちろん、コストダウンを図るため、キャッシュ・フローやコスト発生の様態を見積もっていずれが有利であるかを見極める必要があるが、今後はリース契約にあたっては総合的に検討すべきであると考えられる。

〔措置の内容〕

車両の調達については、一度に相当数の車両を更新する場合に多額の初期費用負担が発生すること等を考慮し、平成 14 年度からリース方式を導入しましたが、今後も調達に当たっては、キャッシュフローやコスト発生の様態を踏まえて総合的な視点から検討してまいります。

(7) 粗大ごみのコスト

〔意見の要旨〕

市のごみ政策として、まず「粗大ごみ排出目標」を設定して達成度を測定していく必要がある。そのなかで、現在の回収手数料の水準では原価の 34.3%しか回収できていないことや、不法投棄の増加度合いとのバランスを考慮しつつ、将来的には料金を値上げした場合のごみ総量減少度合いのシミュレーションを作成して政策に役立てる必要があると考えられる。

〔措置の内容〕

粗大ごみについては、事前申込制と月 2 回の定曜日収集のため週 4 回の普通ごみ収集と比べ市民の排出形態が異なることから、将来の排出目標を設定し達成度を測定することは難しいと考えていますが、平成 16 年 4 月の有料化開始後のデータを収集し、排出動向のシミュレーションを作成するなどして、今後の粗大ごみの減量化に向けた政策の立案に役立ててまいります。

(8) 粗大ごみ処理券

〔意見の要旨〕

粗大ごみ処理券については、今後次のような改善方策を採られることが望まれる。

- ・ 全般的な管理方法を定める必要がある。
- ・ 管理簿は両者合計で市役所第 3 庁舎のみに存在するため、市役所第 3 庁舎での現物が管理簿と整合しているか、また浮島処理センターでの現物残高が管理簿と整合しているかを検証できず、現物残高の当否が不明である。この管理簿の内容が、現物と整合するように整備する必要がある。
- ・ 現物のある場所に対応する管理簿を置き、定期的に現物と管理帳票の突合を行ったうえで日常管理者とは別の管理者の承認印を得る管理が必要である。
- ・ いったん払出した現物の戻りがあった場合に受け入れの記帳がなかったり、在庫分の連番の記載がなかったりなど、管理簿の記帳方法にも欠陥が見られるため、

適正な記載マニュアルを定める必要がある。

また、郵便局に対しても粗大ごみ処理券の管理の必要性について理解を求め、市の方針に添った管理方法が採られるよう交渉していくことが望まれる。

〔措置の内容〕

粗大ごみ処理券については、平成 16 年 4 月に郵便局、コンビニエンスストア、生活環境事業所の販売 3 者間の連絡・調整を含めた管理全般にわたる事務マニュアルを整備し運用していますが、定期的に内容を検証するなどし、今後とも適正な運用に努めてまいります。

管理簿については、平成 17 年 4 月から市役所第 3 庁舎及び浮島処理センターの両方に備えることにし、当該管理簿と現物との照合と、管理簿管理者以外の職員の承認印を押印するよう改めました。

また、還付、破損等の現物の戻りがあった場合は、平成 17 年 4 月に記載マニュアルを作成し、管理簿に適切に記載するよう改めました。

郵便局における粗大ごみ処理券の管理については、郵便局と協議を行い、平成 17 年 8 月から市民の申出の都度交付するよう改めました。

(9) 資源ごみ回収報償金・奨励金

〔意見の要旨〕

集団資源回収の実施が住民に知れ渡っていない、あるいは居住地区では同活動を実施していない等、依然として一般ごみに出されている状況も見られるので、さらに同活動の存在を周知させる方策を採り、参加団体を増加させることが望ましい。

奨励金は集団回収を根付かせるための方策であるから、一定の成果が定着したと考えられる時点での廃止も視野に入れることが望まれる。

奨励金の適正交付の観点から実施団体あるいはその代表者名義の口座に振り込むこと、資源物価格の下落等回収業者の採算が成り立たない状況下に限定して報償金を交付することを検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

資源集団回収については、一般廃棄物の処理の一翼を担うものであり、ごみのリサイクルの推進、ごみの再資源化等を推進する重要な事業の一つであることから、今後、事業の拡充が必要と考えており、平成 17 年 7 月に検討委員会を設置し、参加団体を増やす方策や既存活動団体への啓発などを検討しているところです。

奨励金の存続等については、活動団体へのインセンティブという観点から重要と考えていますが、その費用対効果も含めて整理の上、検討を進めてまいります。

また、奨励金の振込については、一部のマンション等で異なる振込先があったことから、振込先の実施団体又はその代表者名義の口座への変更に取り組んでいるところです。

回収業者の報償金については、近年の古紙相場等の高値安定に伴い、平成 16 年度から 1kg 当たり 2 円から 1 円に引き下げましたが、今後も他都市の動向、市況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

(10) 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金

〔意見の要旨〕

助成金の支出内容に関し、その適正使用の確認の観点から用途及び金額が対応する形での報告を求める必要がある。

市は助成金を交付しているものの活動状況は報告書により把握しているのみで、現場視察等具体的な活動実態は把握していないことから、活動状況の直接的な把握も検討すべきである。

助成事業については活動実態、効果との関係から活動助成の効果について継続的に把握していくことが必要である。

〔措置の内容〕

助成金の支出に当たっては、平成 17 年 4 月にごみの減量、リサイクル等の活動内容やその用途及び金額を具体的に記載するよう報告書の様式を改め、これに基づいて支給することにしました。

活動状況については、生活環境事業所において、現場パトロール等により把握することにしました。

今後、助成事業については、報告書や直接把握した活動実態により効果を継続的に検証してまいります。

2 財団法人川崎市リサイクル環境公社

(1) 余熱利用市民施設の運営

ア 運営方針

〔意見の要旨〕

市及びリサイクル環境公社はより市民のニーズに即した運営、利用者の増加による収入増、また効率的経営によるコスト削減等によりさらに変革を遂げなければならない時期を迎えているものと考えられる。

今後の施設運営方針としては「今後も公の施設として存続することとしているが、運営主体に指定管理者制度を活用することで、運営コストの縮減を図りながら、市民ニーズに効果的に対応し弾力的な運営を行っていくことを検討している。」とされていることから環境変化への対応が必要である。

運営方針として、例えば市民の利用拡大に重点を置くか、他方、採算性に重点を置くか、矛盾しやすい目的があるため、具体的施策を決定する際に、また施設の改修や建替のデザインの際に、意思決定があいまいになってしまうと想定されるが、この点のバランスをどう考えるか、例えば一定の財政負担までは許容するが、それ以上の負担はしない等の方針を明確に定めることも今後の施設運営には有意義と考えられる。

〔措置の内容〕

余熱利用市民施設については、市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用すべく設置したものであり、今後も採算性にも配慮しながら、市民の利用を拡大する方向で運営してまいります。

なお、施設については、平成 18 年 4 月からリサイクル環境公社と民間事業者との共同事業体が指定管理者に指定されたことから、より一層の利用者サービスの向上、効率的な運営等を図ってまいります。

イ 利用料収入（利用者数の状況）

〔意見の要旨〕

市外の利用者に対して市が財政負担することは不合理であると考えられ、条例上は特に市内居住者と市外居住者で料金を分ける規定はないが、市外の利用者からは多めに負担を求めることも検討すべき課題である。また、反対に迷惑施設の見返りという観点からは近隣住民に割引券・利用券等を配布することも不合理ではないと考えられる。

〔措置の内容〕

公の施設の管理運営については、利用者の公平性を確保することが重要なことと認識しています。

また、市内居住者と市外居住者で料金に格差を設けることなどについては、今後の課題として他市の状況等を調査研究してまいります。

ウ 利用者拡大施策

〔意見の要旨〕

ヨネッティーについて現在のところ時間帯ごとの利用実績の把握がなされておらず、より市民ニーズを反映した使用時間についての検討もなされていない。統計及び市民アンケート調査の結果等により、使用時間を延長する、あるいは短縮する等、より市民の利用ニーズに応え、また、市民の生活スタイルの変化を反映した弾力的な使用時間を設定することが望まれる。

〔措置の内容〕

リサイクル環境公社では、現在、各施設に「お客様の声」を聞く箱を設置し、利用者の声の把握に努めています。

また、当該施設については、平成 18 年 4 月の指定管理者制度導入に合わせて開館日の拡大を図るとともに、リサイクル環境公社と民間事業者との共同事業体が指定管理者に指定されたことから、そのノウハウ等を活用しながら、条例の範囲内で利用者の生活スタイルに即した弾力的な施設の管理運営を行ってまいります。

エ リサイクル環境公社のあり方

〔意見の要旨〕

余熱利用市民施設について指定管理者制度が導入された場合、現在施設管理業務のほとんどを民間スポーツクラブに再委託している状況を勘案すると、リサイクル環境公社は同施設を効率的に管理するためのノウハウを保有しているとは言えず、必ずしも指定管理者に指定されることが好ましいとは言えない状況にある。リサイクル環境公社が指定管理者に指定され存続していくためには、指定管理者制度導入までの短期間に大幅な組織改革を行い、いかに実際の管理ができる体制に移行するかが重要である。

資源物リサイクル業務についても市がリサイクル環境公社に委託する合理的理由はないものと考えられることから、リサイクル環境公社は同施設の指定管理者としての適格性を兼ね備えられなければリサイクル環境公社自体の存在意義にも疑義が生じることに留意する必要がある。

〔措置の内容〕

リサイクル環境公社では、役員体制の変更を始めとした組織執行体制の見直し等を行い自主性・効率性を高めることにより、平成 18 年 4 月から余熱利用市民施設についてはリサイクル環境公社と民間事業者との共同事業体で、また橋リサイクルコミュニティセンターについてはリサイクル環境公社が単独で指定管理者に指定されましたが、今後も引き続き効率的な経営に努めてまいります。

(2) 駐車場料金

〔意見の要旨〕

駐車場料金については、その利用実態を分析して、価格設定を検討するべきであると考えられる。なお、駐車場料金の変動はプール等の利用者数に影響することが考えられるため、両者を総合的に勘案することが必要である。

〔措置の内容〕

駐車場については、季節により利用者数が変動することから、その料金設定については、利用実態及び施設の収支状況等も勘案して検討してまいります。

(3) 収支の状況

〔意見の要旨〕

現在のリサイクル環境公社の貸借対照表をみると資産から負債を控除した正味財産が 182,026 千円あるものの、指定管理者制度の導入により、現在の業務を市が民間に委託した場合には、当期だけの収支は 215,139 千円(= 当期収入合計 13,708 - 当期支出 228,846)のマイナスとなり、1 年で存続困難になることを念頭に置く必要がある。

〔措置の内容〕

リサイクル環境公社では、役員体制の変更を始めとした組織執行体制の見直し等を行い自主性・効率性を高めることにより、平成 18 年 4 月から余熱利用市民施設についてはリサイクル環境公社と民間事業者との共同事業体で、また橋リサイクルコミュニティセンターについてはリサイクル環境公社が単独で指定管理者に指定されましたが、今後も引き続き効率的な経営に努めてまいります。

3 緑に関する事業

(1) 公園面積目標

〔意見の要旨〕

現在の進捗状況から勘案すると緑の基本計画で掲げた目標を達成することは困難であると考えられ、また、市の財政状態や公園用地取得計画等を勘案しても目標を達成するための具体的な計画は立てられない状況となっている。目標年限までに実現させるための具体的な用地取得計画や公園整備計画及び施策等を明示するべきであるが、それができない以上、目標値を適宜修正する必要があると考えられる。

平成 17 年度以降、緑の基本計画が改定される予定であるため、その際には住民ニーズの再調査を行うことで目標値や目標年限を再考し、適宜目標を変更する等の措置を執ることが望ましい。

〔措置の内容〕

緑の基本計画については、計画策定後約 10 年経過し、一定の成果をあげてきましたが、本市の稠密な土地利用の状況や社会情勢が変化していることから、計画の再考

が必要となっています。

また、平成 16 年 1 月の川崎市環境政策審議会でも同様な意見等をいただいたことから、平成 17 年度から 2 ヶ年かけて改正することとなった緑の基本計画の中で、実現可能な公園緑地面積目標等を定めた計画の検討を行います。

(2) 都市計画法の計画決定区域内の用地買収

〔意見の要旨〕

既に関取申請のある箇所については、『都市計画法』で建築制限等様々な制限がかけられてしまうため、市は買取申請のあった用地については速やかに買取る責任があると言えることから、財政的に許される範囲で、できるだけ早期に買取り整備を行うことが望ましい。

用地買取を行わないか又は用地買取ができない状況にあるのであれば、『都市計画法』上の計画決定区域自体の見直しを行うことも視野に入れる必要がある。

〔措置の内容〕

既に関取申請のある箇所については、国庫補助金等の財源の確保に努め、可能な限り早期の買取りに努めてまいります。

また、計画決定区域内に住宅地の一団が形成されている区域については、都市計画上の必要性を考慮しながら居住者の意向を踏まえ、計画決定区域の見直しができないのかどうかを都市計画所管部局との協議を進める他、大都市が抱える共通の課題であることから、大都市公園緑地問題協議会等において検討してまいります。

(3) 緑地保全計画

〔意見の要旨〕

現在の状況では、達成が難しいとも受け取られる確保目標を設定しているように思われるが、緑の基本計画に掲げられている確保目標は長期的なプランとして捉えつつ、開発需要の高い市の実情を踏まえながら、適宜、中期的な目標を設定することで、緑地の残存状況を注視し、取組みの方向性を検討していくことが必要となる。

また、樹林地の所有者のほとんどが農業従事者であることから、関連施策との連携を図りながら、樹林地を持続的に保有できるような仕組みづくりについて研究していくことも必要と考えられる。

〔措置の内容〕

緑の確保目標については、平成 17 年度から 2 ヶ年をかけて行う緑の基本計画の改定作業の中で、緑地の残存状況を注視しながら、取組の方向性を検討してまいります。

また、緑地保全については、今後、地権者による土地利用動向などの情報交換等を図りながら、農業振興施策とも連携し推進してまいります。

(4) 緑被率

〔意見の要旨〕

市が実施する施策や事業が効率的かつ効果的に推進されるよう、緑被率についてもその普遍的な評価基準を設定し事業を推進していくことが求められる。なお、平成 17 年度以降、緑の基本計画が改定される予定であるため、その際には普遍的かつ把握可能な計算方法が確立されることが望ましい。

〔措置の内容〕

緑の現況量の捉え方については、平成 17 年度から 2 ヶ年をかけて行う緑の基本計画改定作業の中で、環境審議会の御意見を伺いながらより客観的な手法について検討してまいります。

(5) 公園用地の計画的な整備

〔意見の要旨〕

現時点では、環境局主体で計画的に、街区公園等の公園未整備地区の土地を新たに取得することは困難な状況であるが、本来であれば、公園用地以外の他の用途の使用も含め、公園用地としての取得を市民が望んでいるか住民ニーズを検討した上で、計画を立て、この計画に基づいて用地を取得していくことが望まれる。

〔措置の内容〕

公園用地の取得については、全市的な見地から公園未整備地区の解消を優先的に進めておりますが、今後も住民ニーズを把握しながら、公園用地の計画的な取得に努めてまいります。

また、低未利用地の公園用地への転用に当たっては、公園整備に関する住民ニーズを考慮するとともに、公園用地以外の用途との利用調整を行い、総合的な見地から土地利用計画を定めてまいります。

(6) 公園の安全管理

〔意見の要旨〕

公園用具の設置や点検については、国土交通省が作成した『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』及び社団法人日本公園施設業協会が作成した『遊具の安全に関する基準』に準拠するよう安全管理を実施しているものの、必ずしもこれらの指針に従った補修や更新が実施できていないのが実状となっている。老朽化した遊具では事故等が発生する可能性が高まるため、利用者の安全を確保するためにも、可能な限り国等の指針に従った管理を行うことが重要となるが、市の厳しい財政状態を勘案すると国等の指針に準拠することが困難と考えられる事項については、市が実効性のある独自のリスク管理規程を作成し、当該規程に沿った管理業務を行うことで安全性の確保を行うことが必要と考えられる。

なお、現在は公園管理事務所の職員が遊具点検を行っているが、平成 11 年度には安全点検を専門家へ委託した経緯があるため、今後も数年に一度は定期的に公園施設製品整備技士などの専門家へ遊具の点検を委託することで、より厳密な安全点検を実施することも検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

公園遊具の設置や点検については、その安全管理が第一義であることから、今後も国の『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』等に準ずるよう努めてまいります。平成 18 年度を目途に市独自の点検マニュアルを作成し、公園施設製品整備技士等の専門家への委託も行ってまいります。

(7) 住民のニーズの把握

〔意見の要旨〕

環境局独自のアンケート調査を定期的実施することで、より具体的な住民ニ

ズの把握を積極的に行うことが望ましい。また、個々の公園利用者に対するアンケート等を実施することで、個別の公園ごとの住民ニーズを把握することも可能となると考えられる。

なお、調査結果に基づく住民ニーズの把握にとどまることなく、具体的な改善計画の提示や整備計画等への反映状況を積極的に公開することで、調査結果の活用状況を明確化することも重要となる。

〔措置の内容〕

個別の公園の整備に当たっては、ワークショップ等の直接的な方法により住民ニーズを把握し、整備に取り入れています。

全市的な見地からの具体的な住民ニーズについては、市民意識実態調査（特別調査分）等により、大都市共通の課題やニーズ等については、共同調査の中で把握してまいります。

また、調査結果や施策への反映状況については、環境基本計画年次報告書等により公表してまいります。

(8) 苦情に対する取組み

〔意見の要旨〕

公園緑地等に対する苦情が年々増加し、平成 15 年度には 5 千件を越えたという現実について、市政のあり方の基本に関わる課題として真摯に捉え、苦情を抜本的に減らし、本来の公園機能が再生されて市民生活の中で効果的に発揮されるように、公園の維持管理に関する人員配置など、構造的要因の根本的な解決に向けた検討をするべきである。

また、市が進めている街区公園等の比較的規模の小さい公園管理を、基本的に地元住民自らの手による管理に移行する試みは、新しい公園管理のあり方であり評価できるが、公園は公の施設であり、その全てを住民に管理させることは行政責任の放棄につながるので、地元管理と行政管理の分野について相互の信頼のもとで明確な役割分担が必要である。

近年、公園や緑の分野における、花壇づくりや市民健康の森づくりをはじめとする森林ボランティアなどの市民のボランティアの活力を公園の維持管理に有機的に結びつけ、技術の講習や新たなボランティアの育成など、地元管理を無理なく安定的に行えるしくみも必要である。

さらに、公園事務所では、公園内の作業状況を記録した日報があるが、苦情に関する対応について、最終的にどのように処理したか、顛末が記載されていないものが散見されたので、実施した是正状況を明確に記載しておくことが重要である。

〔措置の内容〕

公園の維持管理体制について抜本的に見直しを図り、平成 17 年度からは多摩川施策推進担当を設け、多摩川緑地に特化した管理体制を設けるとともに、平成 18 年度からは、指定管理者制度の導入を図り民間活力を活用すること、さらには公園事務所の維持管理体制の強化を図る方向で人員配置の見直しを検討しています。

また、市民に身近な街区公園の維持管理については、これまでの行政主体の維持管理手法では限界があることから、街区公園を地域の拠点施設と捉え、「地域のことは

地域で解決する」という基本的視点に立ち、管理運営を市と住民との協働により推進することとし、平成 16 年度から公園管理運営協議会を地元組織し、公園の利用調整や樹木剪定、草刈り等を市と協働して行っています。

ボランティアを活用した公園管理については、平成 18 年 4 月に緑のボランティアセンターを設置し、その仕組みづくりに取り組んでまいります。

苦情対応については、平成 17 年 12 月から苦情等対応書（苦情処理簿）の処理欄に、苦情の内容、処理した日時、内容等を記載し確認することにより、処理経過がわかるよう改めました。

(9) 公園内の有料施設の収支の把握

〔意見の要旨〕

公園内の有料施設については、使用料収入を控除した後のコストを市がどれだけ追加負担しているのかを明確化し、極端に維持費用がかさんでいるものはないか、また逆に維持費用がかさむものであっても、市の方針として維持するものであることを判断する材料として、収入と維持費用の関係を把握しておくことが望ましい。

利用しない市民の立場では、すでに支出済みの建設コストは別としてできるだけ施設の維持管理費用は利用者に負担してもらうことが望ましいはずである。もしくは、極端に利用状況の少ない施設に対しては、コストの負担ではなく、利用の促進を促すような施策を検討することも財産の有効活用の点から望ましい。

〔措置の内容〕

有料施設に係る使用料収入については、毎年度の決算値で把握していますが、施設ごとの維持管理経費については、公園全体の管理費に含まれていることから、今後は、施設単位で把握できるよう検討してまいります。

また、利用の少ない施設については、可能な限り多くの市民が目的外で利用することができるよう、利用促進方策について検討してまいります。

(10) 公園事務所における業務の確認

〔意見の要旨〕

作業日誌は、作業を行ったことを証明するだけでなく、作業内容や注意事項の報告など、事務所で情報を共有するための様々な役割をも果たすため、作業日誌の内容を充実させることが望ましい。

また、公園緑地協会へ料金収納業務を委託しているものについて、収納業務のチェックが不十分な状況で、現在は業務の完了届を受領し内容を確認するのみであるため、適宜公園緑地協会へ赴き監督を行う等の管理体制を整える必要がある。

さらに、公園緑地協会へ公園維持管理業務を委託しているものについて、写真確認のみで検収を行い、委託作業の管理が不十分な状況にあるので、適宜現場へ赴き指導・監督を行うことや、抜き打ち検査を行う等の管理体制を整える必要がある。

〔措置の内容〕

作業日誌については、平成 17 年 12 月から作業の内容、公園内の状況、今後作業が必要な箇所等を含めて記載することにしました。

釣り池、陸上競技場の個人利用及び公園内プールの公園緑地協会への料金収納業務委託については、平成 17 年 4 月から公園緑地協会への管理監督・指導の強化を図

る他、収納現場における個別指導に努めてまいります。

委託業務の完了検査については、写真等による書類審査が主となっていますが、日常の公園パトロールの際等に、作業現場の確認や相互の連絡体制の確立など、指導・監督体制の充実を図ってまいります。

(11) 公園事務所における切手の管理

〔意見の要旨〕

切手を貯蔵する一定の必要性は認められるものの1年分以上存在するのは過大と思われる。管理も煩雑となるので必要な分量に限って購入・貯蔵するとともに、管理も厳重な注意が必要である。

〔措置の内容〕

切手については、平成17年10月から必要最小限の保有とし、適正に管理することにしました。

(12) 放置自動車への対応

〔意見の要旨〕

公園施設内の放置自動車については、『公園内駐車場等放置車両処理要領』を作成し、処分も行ってきているとのことであるが、その処分までの期間が1年以上もかかるケースもあることから、早急な対応が可能となるよう要領の見直しが必要である。また、放置されないための対策も必要と思われる。

〔措置の内容〕

放置車両対策については、平成17年5月に「公園緑地内駐車場等放置自動車処理要綱」を制定し、その廃物認定基準により早期処分が可能となるよう見直しを行った他、パトロールを強化するなどにより放置防止に努めてまいります。

(13) 契約事務（公園・街路樹等管理業務委託契約）

〔意見の要旨〕

市は市内中小企業の保護・育成のため、原則として指名業者を市内業者に限定しており、落札結果だけを見れば適正な競争原理が働いているとは言い難い状況にあるため、次の方法についても検討することが望まれる。

- ・公園管理等緊急性が要求されない業務については、数多くの入札参加登録者の中から、新規業者の指名や指名業者数を増やすこと等により競争性を確保する。
- ・一般競争入札より比較的成本がかからず、また手続きも簡易である制限付一般競争入札を導入する（なお、平成16年度からは3,000万円以上の工事請負契約や1,000万円以上の業務委託契約に関しては制限付一般競争入札が実施されている）。

〔措置の内容〕

本市は、市内経済への配慮に基づき、契約の発注に当たっては市内業者優先発注を原則としておりますが、今後は指名業者を増やすこと等により、適正な競争原理が働くよう検討してまいります。

また、1,000万円以上の業務委託契約は平成16年度から制限付き一般競争入札を導入していますが、今後は、全庁的な契約方法の見直しに合わせて改善を図ってまいります。

(14) 契約事務（公園トイレ清掃業務委託）

〔意見の要旨〕

公園トイレ清掃自体は年間を通して安定的・継続的に行われる必要があるが、特殊な技術を要する業務ではなく、いかに低廉なコストで委託するかが、緊縮財政の折、より重要な課題であるといえる。指名業者数を増やすことや制限付一般競争入札等の、より競争原理の働く方法による業者選定方式を採用することが望ましい。

〔措置の内容〕

公園トイレ清掃業務委託については、平成 17 年度から指名業者を 6 社から 7 社に増やしました。

今後、より多くの業者が参加することにより競争原理が働き、コスト削減や管理レベルの向上が図られるよう、契約区域の見直しや契約手法等を検討してまいります。

(15) ばら苑

〔意見の要旨〕

現在、ばら苑の開苑時間は、春と秋の 2 回で年間 40 日前後と短く、年間の 10% 程度しか開苑されていないが、そもそも、ばら苑は公園であるため多くの市民が気軽に訪れ、通年利用できる公園として活用を図ることが重要と考える。ばら苑の敷地は賃貸借契約により市が借地をしており、また、ばら苑から公道までの通路の一部も地権者の協力により開花時期に使用許可を受けている状況にあるため、開苑時間が短い現在の状態は止むを得ないと考えられるが、今後も地権者と積極的に協議を行うことで、できる限り市民が利用できる日数を増やすよう努力することが望ましい。

また、現在、ばら苑を含む生田緑地の整備基本計画の策定が市民参加により進められているため、当該基本計画に基づいた整備を行うとともに、多くの市民が気軽にいつでも利用することができるような夜間閉鎖を前提とした通年開苑及び受益者負担のあり方を検討する必要がある。

なお、年々入苑者数は減少傾向にあるため、市民に広く利用されるよう新たな催しを開催するなどの集客努力も必要と考える。

〔措置の内容〕

ばら苑については、平成 16 年度から用地取得を進めており、平成 19 年度から都市公園としての整備を行うことにしています。

そのため、園路、車両通路及びばら苑内施設の整備が完了し、都市公園としての供用開始に合わせ、通年開放や受益者負担のあり方などについて検討してまいります。

(16) 緑化基金

〔意見の要旨〕

東田公園整備費に係る取崩充当に関し緑化推進の目的と合致する公園整備事業ではあるものの、基金の趣旨からすれば主たる工事が専ら撤去工事となることは好ましいとは言えない。寄付者の意思を尊重する意味でその取崩については明確な解釈を確立することが必要と考えられる。

〔措置の内容〕

東田公園の整備については、平成 15～16 年度の 2 ヶ年をかけて整備しましたが、

初年度は旧施設の撤去が主だったため、単年度で見ると基金の趣旨にそぐわないと思われるですが、次年度に施設整備を行っていることから、2 ヶ年で見れば緑化重点地区の公園工事として適合していると考えています。

しかしながら、原資の限られた基金の取崩しに当たっては、厳正な検討が必要であることから、今後も「緑化基金の運用に関する基準」等に基づき運用してまいります。

(17) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

〔意見の要旨〕

ゴルフ場運営による市の財政への貢献は認められるが、一方で許可使用料の金額は減免しており、公園緑地協会の財政状態が好転し収支差額（利益）が生じた段階で、減免を見直すことが必要である。そもそも、1㎡あたり100円という許可使用料の金額自体が、土地の市場価格やゴルフ場の特性等を考慮した結果に基づいて決定されたものとはなっていないと思われ、今後は公園緑地協会自身のインセンティブを引き出す使用料体系の導入や、ゴルフ場土地賃借の場合の市場価格を考慮し算定された合理的な使用料によることを検討すべきである。

〔措置の内容〕

ゴルフ場事業については、利用者の増加による歳入の増加と退職者の不補充や外部委託による経費の削減等により平成16年度には単年度収支及び経常収支が黒字になったことから、今後、経営状況等を勘案しながら減免の見直しを検討してまいります。

また、管理許可使用料については、今後、ゴルフ場の経営努力及び利用者サービスの向上等を注視しつつ、平成18年度以降、段階的な引上げを検討してまいります。

4 財団法人川崎市公園緑地協会

(1) 作業の勤務体制のあり方

〔意見の要旨〕

実際の現場での運営自体については、問題なく対応されているとしても、公園緑地協会は管理者として業務を受託した以上、休日に重点を置いた管理の仕方に配慮すべきである。運動施設を利用する人は、一般に平日よりも休日の方が多く利用することが想定されるため、管理を任されている立場として、休日を基本的に出勤日として重点を置くべきである。

受託している公園管理業務の本質は、市民に対して安心して運動施設等を利用してもらうことをサポートするサービス業であることを認識し、利用者に問題が生じないように、また対処を十分に行えるように責任者としての立場に即した勤務体制とすることが期待される。

〔措置の内容〕

勤務体制のあり方については、年間を通じて土・日・祝日に利用者が多く、また、行事等やJリーグ開催などにより駐車場等が混雑する状況がある場合には人員を増強できる勤務体制をとっています。

しかしながら、利用者の更なる利便性の向上に向けて、平成18年4月からは、施設の行事予定や利用状況をより一層的確に把握し、内勤・外勤を問わずその状況に応じた人員配置が可能となるよう、より柔軟な勤務体制にしてまいります。

(2) 組織の構成

〔意見の要旨〕

再委託の割合が高い結果となっている上、ゴルフ事業を除くと人員の構成比率(平成16年7月1日現在)は、公園部長以下51名中、38人が市OB(嘱託者)で74%と高い比率になっており、今後は、協会の自主性・独立性を高めていくことが望ましい。

〔措置の内容〕

市の出資法人の経営改善指針に基づき、平成17年1月に理事長を協会内部から登用するなどの公園緑地協会の自主性・独立性を高める取組に着手したところであり、今後は平成17年2月に策定した中期的な経営改善計画に基づき、自主事業の推進や人員構成の見直しなどに努め、引き続き協会の自主性・独立性を高めてまいります。

(3) パークボール場の運営

〔意見の要旨〕

広報活動により利用者数は年々増加しているが、各種催しや大会の開催、団体客の取り込み努力、シルバー団体への広報等、より一層の広報活動が期待される。

費用に関しては、大半をパークボール場の運営管理に係る外部委託費が占めているため、当該費用を減少させる必要がある。さらに、運営管理業務は専門的業務ではないため、運営管理を外部委託せず公園緑地協会が自ら実施することも視野に入れるべきである。

〔措置の内容〕

パークボール場の運営管理については、維持管理レベルの向上と市民への広報活動や大会等の開催などにより、平成17年度の利用者は、大幅な伸びが見込めることから、経営の改善が図られるものと考えています。

また、平成18年4月から民間事業者が指定管理者に指定されたことから、利用者サービスやコースの管理レベルの一層の向上を図り、より多くの市民に利用していただけるよう努めてまいります。

(4) ゴルフ事業の運営状況

〔意見の要旨〕

公園緑地協会はゴルフ場の管理許可を受けて運営を行っており、現在までのところ、近隣ゴルフ場とのプレー料金の比較検討や契約キャディの解除、食堂業務の外部委託による人員削減等の経営改善を実施してきているものと判断されるが、市の管理許可使用料は当初の金額よりも減免している事実があり、他の公園管理施設と同様、今後民間企業も管理許可を受ける対象となるため、原則として競争原理に基づき市によって選別されることを認識しておくべきである。

〔措置の内容〕

公園緑地協会では、平成17年2月に中期的な経営改善計画を策定し、経営改善に取り組んでおり、ゴルフ場事業については、利用手続や施設の改善など、利用者の利便性の充実に努めるとともに、計画的かつ適正な人員配置により競争性を意識した効率的な運営、経費の節減及び公共の施設として環境

に配慮した維持管理に努めてまいります。

(5) みどり会計

〔意見の要旨〕

奨励金・助成金事業についてはその支給先の審査は実質的に市で実施しており、公園緑地協会の主な業務は振込手続であることから、当該事業を公園緑地協会が実施する必要性は乏しく、補助金の交付団体としての適格性についても疑義がある。公園緑地協会に対する補助、すなわち協会で事業を実施することの必要性について再検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

奨励金・助成金事業については、平成 18 年 4 月から緑のボランティアセンターにおいて、審査事務を含めこれらの事業を主体的に実施するとともに、効率的な事務執行に努めてまいります。

(6) 思い出記念樹（緑化の普及啓蒙）

〔意見の要旨〕

思い出記念樹（緑化の普及啓蒙）については、対価性のない一方的な給付という意味では補助金・助成金と同種の事業であると言える。したがって、事後的に目的達成度に関する効果測定を実施し、事業の存続のあり方を検討することが望まれる。事後測定を実施しない補助等については単なる第三者交付型事業との批判を免れないものである。

〔措置の内容〕

思い出記念樹については、市民の緑化意識の向上、普及啓蒙を目的に民有地の緑化推進を図るものですが、配付した記念樹の現存の有無、成長の状況等について市民アンケート調査の実施により検証し、事業の必要性について検討してまいります。

(7) 公園緑地協会の財政状態及び収支の状況

〔意見の要旨〕

退職給与引当金の計上不足額 105,675 千円を仮に平成 15 年度に一度に計上すると、当期の正味財産増加額は全体で 4,468 千円となる。これに加え、市から受託している公園管理業務は特に専門性の高い業務ではなく、今後、民間企業の参入も想定される他、駐車場事業や奨励金・助成金事業等についても、公園緑地協会が実施する必然性は低いものと考えられることから、これらの事業がなくなった場合の影響の一部もしくは全てが反映されることがありえることを公園緑地協会としては認識し、サービス業としての位置付けを確保するようにしておく必要がある。

〔措置の内容〕

公園緑地協会の財務状況については、事業費に占める人件費比率が極めて高いため、嘱託職員、臨時職員を雇用するなど、経費の節減に努めています。

また、平成 17 年 2 月に中期的な経営改善計画を策定し、経営の効率化に努めるとともに、指定管理者制度の導入など公園緑地協会を取り巻く厳しい環境変化に適切に対応するため、職員一人ひとりの意識改革を含め公園緑地協会の改革を進めてまいります。

5 株式会社川崎球場

(1) 株式会社川崎球場の財政状態及び経営成績

ア 経営成績

〔意見の要旨〕

株式会社川崎球場は市の支援なしには存在することができないばかりか、今後繰越損失を増大させていく可能性が高いと言わざるを得ない。現在株式会社川崎球場は数値化した経営計画等を策定していないが、今後同社が存続していくためには、自らの営業により収益を獲得していくための適切な計画を策定し、実行していくことが望まれる。

〔措置の内容〕

株式会社川崎球場については、平成 16 年 10 月に中長期経営計画を策定しており、この計画の中で、累積欠損金の早期解消、長期借入金の早期完済及び健全な事業運営の確立等を柱とした基本目標を定めています。さらに、この目標を達成させるために、アメリカンフットボールの試合の増加による球場施設賃貸事業収入割合の引上げや、駐車場事業の利用増大、健全な事業運営を継続するための組織の見直し等に取り組んでいます。

イ 財政状態

〔意見の要旨〕

株式会社川崎球場は平成 16 年度において新たに人工芝を張り替え、再建に向けて新たな需要開拓に乗り出したところである。市は、このような現状に即した経営方針、数値化した経営計画を株式会社川崎球場に策定させ、それらをもとに同社の今後のあり方を再検討する必要がある。また、仮に未処理損失の解消、つまり経営改善の兆しが数年の間に見られなければ株式会社川崎球場のあり方を基本的に見直す必要があることに留意すべきである。

〔措置の内容〕

株式会社川崎球場については、平成 16 年 10 月に中長期経営計画を策定しており、この計画の中で、累積欠損金の早期解消、長期借入金の早期完済及び健全な事業運営の確立等を柱とした基本目標を定めています。さらに、この目標を達成させるために、アメリカンフットボールの試合の増加による球場施設賃貸事業収入割合の引上げや、駐車場事業の利用増大、健全な事業運営を継続するための組織の見直し等に取り組んでいます。

一方、このような取組みとは別に、市では平成 17 年 3 月に第 2 次行財政改革プランを策定しており、この中で出資法人の必要性や役割を再検討し、また、法人ごとの実情や特性等に応じて今後の方向性や市の関与のあり方などの見直しを行うこととしており、平成 19 年度までに株式会社川崎球場についても抜本的な法人のあり方を検討してまいります。